

Ⅳ 乳肉衛生対策事業

1 乳肉衛生対策事業概況

乳肉食品は、動物性たんぱく質の供給源として日々の食生活には必須の食品であるが、変敗、腐敗しやすく、不衛生な取扱いにより細菌の二次汚染を受けやすいため、これらの食品の衛生確保対策は重要である。

また、環境中や飼育等に由来する農薬、有害物質及び抗菌性物質等の残留も懸念されている。

そのため、本県においては、乳肉食品中の有害物質等の残留実態を把握するとともに、乳肉食品関係施設の監視指導、収去検査を行い、施設の改善及び不良食品の排除、その他各種の検査を実施し、品質の向上と衛生管理に努めた。

と畜業務については、と畜場法に基づいて、県内3か所（うち広島市1か所、福山市1か所）のと畜場で処理される食肉の安全確保のため、食肉衛生検査所において、と畜検査を実施するとともに、と畜場の監視指導を実施した。

平成13年9月21日、国内で初めて牛海綿状脳症（BSE）に罹患した牛が確認されたことから、同年10月18日から全国の食肉衛生検査所等において、と畜場で処理される全ての牛についてBSEスクリーニング検査が実施されることになった。

平成17年8月1日、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則が改正され、BSEスクリーニング検査の対象月齢が、21月齢以上とされた。

これらの対策により、日本では平成14年2月以降に生まれた牛からBSEに感染した牛は確認されていない。海外においても、飼料規制を行った結果、BSEの発生は激減した。

このように、BSEリスクが大きく低下したことから、厚生労働省は、これまでの対策内容や国際的な状況を踏まえ、BSE対策全般の見直しを行い、平成25年4月1日から検査対象を30月齢以上、同年7月1日からは検査対象を48月齢以上とした。

広島県では、平成25年4月1日から検査対象が30月齢以上と見直された以降も全頭検査を継続してきたが、同年7月1日からは48月齢以上の牛のみ検査を行うこととした。

食鳥業務については、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づいて、食鳥処理業者に対する監視指導を実施するとともに、大規模食鳥処理施設については食鳥検査員による食鳥検査を実施し、食鳥肉による危害の防止を図った。

2 乳肉食品の検査状況

(1) PCB及び残留農薬検査

本県では、乳肉食品中のPCB及び農薬の残留実態を把握し、これらの食品による危害の発生を未然に防止するために、牛乳については昭和45年度から、食肉及び鶏卵については昭和47年度から検査を実施している。

ア 検体採取及び検査機関

検体採取：各保健所（西部、西部広島、東部、北部）

検査機関：一般財団法人広島県環境保健協会（PCB）

西部保健所、一般財団法人広島県環境保健協会（残留農薬）

イ 検査結果

いずれの検体からもPCB及び有機塩素系農薬は検出されなかった。

PCB及び残留農薬検査結果

(単位：ppm)

検体及び検体数		検査項目	PCB	残留農薬			
				総DDT	アルドリン及び ディルドリン	ヘプタクロ ル	γ-BHC
県内産食品	鶏肉(西部広島)	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	//(東部)	1	//				
	鶏卵(北部)	1	//				
	牛乳(西部)	1	//				
	//(西部広島)	1	//				
	//(東部)	1	//				
輸入食肉	牛肉(東部)	1	不検出	不検出	不検出	不検出	
	豚肉(東部)	1	//	//	//		
	鶏肉(西部)	1	//	//	//		
暫定的規制値(PCB) 残留基準値(農薬)			肉類 0.5 卵類 0.2	乳 0.02 牛・豚の筋肉 1 鶏の筋肉 0.3	乳 0.006 牛・豚・鶏 の筋肉 0.2	牛・豚・鶏 の筋肉 0.2	乳 0.01

(注) 1 ()内は採取保健所

2 検出限界

}	PCB		0.01 ppm
	総DDT	牛乳	0.001 ppm
		肉類	0.02 ppm
	アルドリン及び ディルドリン	牛乳	0.001 ppm
		肉類	0.02 ppm
	ヘプタクロル	肉類	0.02 ppm
γ-BHC	牛乳	0.001 ppm	

3 政令市（広島市・呉市・福山市）を除く。

4 輸入食肉については、「輸入食品検査」の再掲。

(2) 食肉等の抗菌性物質等検査

家畜の疾病予防、治療のために用いられる抗菌性物質等については、食肉中に残留することで耐性菌の増加、アレルギー現象、菌交代現象の発現等が懸念される。食肉等の衛生を確保するために、県内のと畜場、食鳥処理場及び養鶏場から採取した牛肉、豚肉、鶏肉及び鶏卵並びに輸入食肉中の抗菌性物質検査を実施した。

ア 実施期間

平成25年7月～8月

イ 調査機関

検体採取：各保健所（西部，西部広島，西部東，東部，北部）

検査機関：県立総合技術研究所保健環境センター

ウ 検査結果

いずれの検体からも抗生物質，合成抗菌剤，駆虫剤及びホルモン剤は検出されなかった。

食肉等の抗菌性物質等の検査結果

(単位：件，ppm)

検体名	検体数	検 査 項 目		結 果
		区 分	種 類	
牛 肉	4	抗 生 物 質		不検出
	4	合 成 抗 菌 剤 駆 虫 剤 ホ ル モ ン 剤	チソフェニコール，スルファメゾール，スルファジミジン，スルファメトキサゾール，スルファメトキサゾール，オキシリニック酸 チアベンダゾール 酢酸トレンボロン	//
鶏 肉	3	抗 生 物 質		//
	3	合 成 抗 菌 剤 駆 虫 剤	クロピドール，チソフェニコール，ピリメタミジン，スルファメゾール，スルファジミジン，スルファメトキサゾール，スルファメトキサゾール，オキシリニック酸，ナイカルバジン，トリメトプリム，オルメトプリム フルベンダゾール	//
鶏 卵	2	抗 生 物 質		//
	2	合 成 抗 菌 剤 駆 虫 剤	クロピドール，チソフェニコール，ピリメタミジン，スルファメゾール，スルファジミジン，スルファメトキサゾール，スルファメトキサゾール，オキシリニック酸，ナイカルバジン，トリメトプリム，オルメトプリム フルベンダゾール	//
輸 入 牛 肉	4	合 成 抗 菌 剤 駆 虫 剤 ホ ル モ ン 剤	オキシリニック酸 アルベンダゾール，チアベンダゾール 酢酸トレンボロン	//
輸 入 豚 肉	4	合 成 抗 菌 剤 駆 虫 剤	スルファジミジン，オキシリニック酸，トリメトプリム，オルメトプリム アルベンダゾール，チアベンダゾール，フルベンダゾール	//
輸 入 鶏 肉	4	合 成 抗 菌 剤 駆 虫 剤	オキシリニック酸，ナイカルバジン，クロピドール，トリメトプリム，オルメトプリム フルベンダゾール	//
輸 入 羊 肉	4	駆 虫 剤	アルベンダゾール，チアベンダゾール	//

- (注) 1. 政令市（広島市・呉市・福山市）を除く。
2. 輸入食肉の合成抗菌剤については、「輸入食品検査」の再掲。

3 乳処理状況

平成25年度殺菌温度別乳処理状況

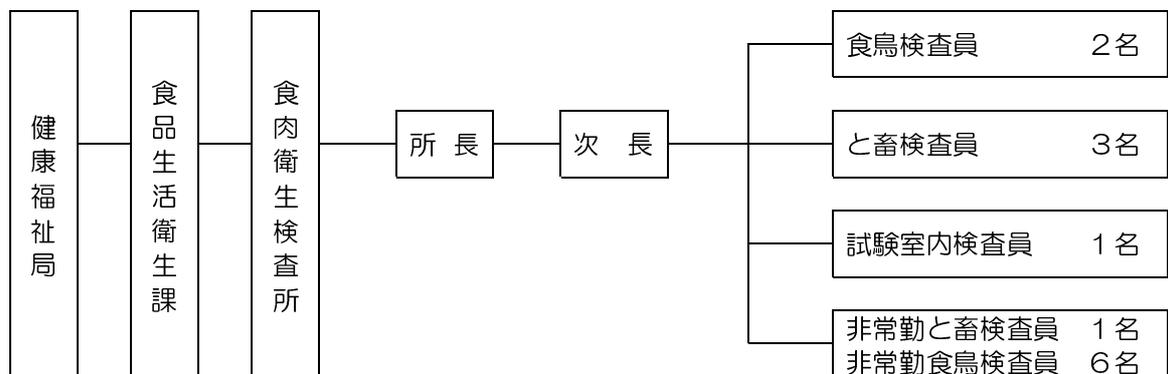
(単位：k l)

区分	牛 乳				加 工 乳								低脂肪牛乳				その他の乳
	63~65℃	75℃以上	瞬間	計	乳脂肪分3%以上				乳脂肪分3%未満				63~65℃	75℃以上	瞬間	計	
					63~65℃	75℃以上	瞬間	計	63~65℃	75℃以上	瞬間	計					
総 計	159.0	2448.0	56769.0	59376.0							1095.0	1095.0			2646.0	2646.0	3363.0
県立計	18.0	1117.0	34109.0	35244.0							407.0	407.0			2646.0	2646.0	3363.0
西 部			7350.0	7350.0							320.0	320.0					
西 部 広 島		854.0	15070.0	15924.0													
西 部 東	18.0	74.0		92.0													
東 部		189.0	11689.0	11878.0							87.0	87.0			2646.0	2646.0	3363.0
政令市計	141.0	1,331.0	22,660.0	24,132.0							688.0	688.0					
広 島 市	141.0	1,300.0	22,660.0	24,101.0							688.0	688.0					
福 山 市		31.0		31.0													

4 食肉検査体制

(1) 食肉衛生検査所の概要

ア 行政組織



イ 所在地 三次市栗屋町1911-1

ウ 施設の概要

食肉衛生検査所

(ア) 敷地 1,270㎡

(イ) 規模

(単位：㎡)

	建築面積	構造	備考
本館	567.71	鉄筋コンクリート造	H11.9 建設
会議棟	71.68	鉄骨造	H 5.3 増設
車庫	89.50	鉄骨造	H11.9 建設

(2) と畜場の概要

(平成25年度)

と畜場名	処理頭数(1日)		稼働日数	検査機関名	と畜検査員数	備考
	大/小	小動物換算				
全国農業協同組合連合会広島県本部 三次食肉加工センター	25/300	375	177	広島県食肉衛生検査所	9人 (1人)	
広島市と畜場	160/720	1,200	246	広島市食肉衛生検査所	17人 (3人)	
福山市食肉センター	50/50	200	243	福山市食肉衛生検査所	10人 (3人)	

(注) 1 以下、と畜場名は「全国農業協同組合連合会広島県本部三次食肉加工センター」を「三次」と記載する。

2 と畜検査員数の()内は、非常勤と畜検査員数(再掲)

3 処理頭数は、大は大動物(牛、馬等)、小は小動物(豚、めん羊、山羊等)で、換算は、小動物×3=大動物1

(3) 食鳥処理場の概要

食鳥処理の事業の許可・監視指導（対象施設 16施設）（平成25年度末現在）

検査機関名	食鳥処理場数		合計
	大規模食鳥処理場	小規模食鳥処理場	
食肉衛生検査所	2	14	16

(注) 大規模食鳥処理場とは、年間処理羽数が30万羽を越える処理場をいう。
小規模食鳥処理場とは、それ以外をいう。

(4) モニタリング検査

ア 牛枝肉の腸管出血性大腸菌検査（検体数）

検査頭数	腸管出血性大腸菌	
	免疫クロマト法（O157）	PCR法
36	36	36

イ 牛枝肉等の微生物汚染実態検査（検体数）

検体	検査頭数	検査項目		
		一般細菌数	大腸菌群数	カンピロバクター
牛枝肉ふき取り	42	84	84	—
牛胆汁	2	—	—	2

ウ 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク（GFAP）残留調査（検体数）

検査頭数	頸部周囲	外側腹部
17	17	17

エ 対韓国輸出食鳥肉等における微生物モニタリング検査（検体数）

畜種	検査羽数	サルモネラ検査
鶏	72	72

オ 牛血液性状検査（検体数）

検査頭数	全血		血清（生化学）
	赤血球	白血球	
54	52	53	324

カ 食鳥及び施設等の微生物汚染実態調査【大規模食鳥処理施設】（検体数）

検体	検査羽数（件数）	カンピロバクター検査
鶏	240	704
施設等ふき取り	30	30

5 と畜業務状況

(1) と畜頭数

(単位：頭)

県市別	畜種	牛	とく	馬	豚	めん羊山羊	計
	年度						
計	25	22,180	46	13	59,962	24	82,225
	24	21,611	29	14	62,727	19	84,400
	23	22,327	40	17	52,802	37	75,223
	22	21,667	42	17	49,178	22	70,926
	21	22,177	74	14	48,677	16	70,958
	20	23,400	61	19	49,501	15	72,996
	19	22,335	43	18	48,687	8	71,091
	18	33,697	36	23	51,552	17	73,513
	17	21,862	35	23	50,682	11	72,613
	16	22,161	29	28	51,186	1	73,405
県	25	947	0	0	1	0	948
	24	1,063	0	0	1	0	1,064
	23	1,091	0	0	1	0	1,092
	22	1,140	0	0	0	0	1,140
	21	1,202	0	0	※	0	1,202
	20	1,336	0	0	12,078	0	13,414
	19	1,403	0	0	12,432	0	13,835
	18	1,515	0	1	17,531	0	19,047
	17	1,520	0	0	19,372	0	20,892
	16	1,754	0	4	20,353	0	22,111
広島市	25	9,708	20	7	59,961	24	69,720
	24	9,774	17	8	62,726	19	72,544
	23	10,240	10	12	52,801	37	63,100
	22	9,155	11	10	49,178	22	58,376
	21	9,607	26	8	48,677	16	58,334
	20	10,755	34	12	37,422	15	48,238
	19	10,261	10	10	36,255	8	46,544
	18	9,847	14	9	34,021	17	43,908
	17	9,847	3	9	31,310	11	41,180
	16	10,273	14	9	30,828	1	41,125
福山市	25	11,525	26	6	0	0	11,557
	24	10,774	12	6	0	0	10,792
	23	10,996	30	5	0	0	11,031
	22	11,372	31	7	0	0	11,410
	21	11,368	48	6	0	0	11,422
	20	11,309	27	7	1	0	11,344
	19	10,671	33	8	0	0	10,712
	18	10,523	22	13	0	0	10,558
	17	10,495	32	14	0	0	10,541
	16	10,134	15	15	5	0	10,169

(注) とく：生後1年未満の牛。

※ H21年度から豚のと畜が廃止

(2) と畜場別と殺頭数

(単位：頭)

区分	と畜場	三 次	場 外	県立計	広島市	福山市	政令市計	合 計
役乳牛	と畜場内役肉用	900		900	4,836	5,105	9,941	10,841
	// 乳用	47		47	4,872	6,420	11,292	11,339
	切 迫							
	政 令							
	自家用							
	計	947		947	9,708	11,525	21,233	22,180
とく	と畜場内				20	26	46	46
	切 迫							
	政 令							
	自家用							
	計				20	26	46	46
馬	と畜場内				7	6	13	13
	切 迫							
	政 令							
	自家用							
	計				7	6	13	13
豚	と畜場内				59,961		59,961	59,961
	切 迫							
	政 令		1	1				1
	自家用							
	計		1	1	59,961		59,961	59,962
めん羊	と畜場内				17		17	17
	切 迫							
	政 令							
	自家用							
	計				17		17	17
山羊	と畜場内				7		7	7
	切 迫							
	政 令							
	自家用							
	計				7		7	7
計	と畜場内	947		947	69,720	11,557	81,277	82,224
	切 迫							
	政 令		1	1				1
	自家用							
	計	947	1	948	69,720	11,557	81,277	82,225

(注) 場外と殺の豚1頭は政令第4条第2号によるもの。

(3) 食肉衛生検査所精密検査実施状況

(単位：頭、件)

101

検査区分	検査内容	検査頭数	細菌検査			血清反応	血液検査	病理検査	理化学検査	寄生虫学検査	動物試験	精密検査延件数
			直接鏡検	一般培養	同定							
細菌病	炭そ											0
	豚丹毒											
	サルモネラ症											
	結核病											
	ブルセラ病											
	破傷風											
	放線菌症											
	抗酸菌症											
	膿毒症											
	敗血症	1		14					1			15
その他												
原虫病	トキソプラズマ											
	ピロプラズマ病											
	その他											
寄生虫病	のう虫病											
	ジストマ病											
	その他											
その他の疾病	尿毒症											
	黄疸											
	水腫											
	腫瘍	1		14			1	10				25
	中毒諸症											
その他	58		11			53					64	
その他（抗菌性物質）	8		25					4			29	
計	68		64			54	10	5			133	

(注) 広島市、福山市を除く。

(4) と畜場内と殺状況

(単位：頭, kg)

	牛						とく			馬			豚			めん羊			山羊		
	役肉用種			乳用種			頭数	体重	枝肉量	頭数	体重	枝肉量	頭数	体重	枝肉量	頭数	体重	枝肉量	頭数	体重	枝肉量
	頭数	体重	枝肉量	頭数	体重	枝肉量															
合計	10,841	6,806,630	4,225,235	11,339	7,514,654	4,481,585	46	8,880	4,429	13	6,600	3,650	59,961	5,515,676	3,746,026	17	1,530	851	7	350	175
三次	900	618,820	411,559	47	38,454	21,416															
広島市	4,836	2,666,160	1,700,686	4,872	2,958,500	1,749,549	20	1,180	579	7	3,500	2,100	59,961	5,515,676	3,746,026	17	1,530	851	7	350	175
福山市	5,105	3,521,650	2,112,990	6,420	4,517,700	2,710,620	26	7,700	3,850	6	3,100	1,550									

(5) と畜検査結果に基づく処分

(単位：頭)

	と畜禁止 解体禁止 頭数						全部廃棄頭数						一部廃棄						肉と内臓						計											
	牛	と畜	馬	豚	めん羊	山羊	牛	と畜	馬	豚	めん羊	山羊	牛	と畜	馬	豚	めん羊	山羊	牛	と畜	馬	豚	めん羊	山羊	牛	と畜	馬	豚	めん羊	山羊						
合計	28			8			292	11	0	71			89	1	2	80			17,341	27	6	52,116	5	3	3,030	6	2	995			20,460	33	8	53,191	5	3
三 次							2						2						766			1			146						914			1		
広島市	28			8			240	1		71			55			80			6,858	15	3	52,115	5	3	2,038	2	2	995			8,951	17	5	53,190	5	3
福山市							50	10					32						9,717	12	3				846	4					10,595	16	3			

(6) と畜場外と殺

(単位：頭)

	不慮の災害による 負傷					不慮の災害による 救助不能状態					難産					産褥麻痺					急性鼓張症					政令第4条 第1号によるもの					政令第4条 第2号によるもの					自家用と殺					計				
	牛	と畜	馬	豚	めん羊	牛	と畜	馬	豚	めん羊	牛	と畜	馬	豚	めん羊	牛	と畜	馬	豚	めん羊	牛	と畜	馬	豚	めん羊	牛	と畜	馬	豚	めん羊	牛	と畜	馬	豚	めん羊	牛	と畜	馬	豚	めん羊					
合計																																													
三 次																																													
広島市																																													
福山市																																													

(7) 病獣と殺状況

(単位：頭)

区分、畜種	牛		と畜	馬	豚	めん羊 山羊	計
	役肉	乳用					
合計	114	509	26	1	84		734
三 次							
広島市	53	400	1		84		538
福山市	61	109	25	1	0	0	196

(8) BSE 検査結果

(単位：頭)

	スクリーニング検査			確認検査頭数		
	検査頭数	陰性	陽性	検査頭数	陰性	陽性
合計	8,757	8,757	0	0	—	—
三 次	301	301	0	0	—	—
広島市	4,270	4,270	0	0	—	—
福山市	4,186	4,186	0	0	—	—

※確認検査については、スクリーニング検査で陽性の場合、国立感染症研究所において実施。
 ※スクリーニング検査には、山羊、めん羊を含む。

6 食鳥業務状況

(1) 食鳥処理羽数

平成25年度の食鳥処理羽数は、次表のとおりである。

(単位：羽，%)

区分	処理施設	処理羽数
合計	25	3,688,774
県立計	16	3,633,261
広島県	大規模処理施設 2	3,566,465
	小規模処理施設 14	66,796
政令市計	9	55,513
広島市	小規模処理施設 2	8,902
呉市	小規模処理施設 1	15,336
福山市	小規模処理施設 6	31,275

(2) 食鳥検査日数

(単位：日)

大規模処理施設	検査日数
A	257
B	250

(3) 検査区分別試験室内検査実施状況

(単位：件、羽)

105

検査区分	検査内容	検査 羽数	細菌検査			血清 反応	血液 検査	病理 検査	理化学 検査	寄生虫 学検査	動物 試験	検査 延件数	陽性 羽数	措置		備考	
			直接 鏡検	一般 培養	同定									禁止	全部 廃棄		一部 廃棄
ク ラ イ ミ ス ・ ア	鶏痘																
	伝染性気管支炎																
	伝染性喉頭気管炎																
	ニューカッスル病																
	鶏白血病																
	封入体肝炎																
	マレック病																
その他																	
細 菌 病	大腸菌症	2		2	2							4			2		
	伝染性コリーザ																
	サルモネラ症																
	ブドウ球菌症																
その他																	
そ の 他 の 疾 病	毒血症																
	膿毒症																
	敗血症																
	真菌症																
	原虫病																
	寄生虫病																
	変性																
	尿酸塩沈着症																
	水腫																
	腹水症	17		17	10				1			28			17		
	出血																
	炎症																
	萎縮																
	腫瘍	1							1			1			1		
	臓器の異常な形等																
	異常体温																
	黄疸																
外傷																	
中毒諸症																	
削瘻及び発育不良																	
放血不良																	
湯漬過度																	
その他	17		5					1	12		18					17	
計	37		24	12				2	13		51			20	17		

(注) 広島市、福山市を除く。

(4) 種類別試験室内検査実施状況

(単位：件、羽)

種類	検査区分 実羽数	ウイルス・クラミジア病						細菌病						その他の疾病													計	備考													
		鶏痘	伝染性気管支炎	伝染性咽頭気管炎	ニューカッスル病	鶏白血病	封入体肝炎	マレック病	その他	大腸菌症	伝染性コリーザ	サルモネラ症	フトウ球菌症	その他	毒血症	膿毒症	敗血症	真菌症	原虫病	寄生虫病	変性	尿酸塩沈着症	水腫	腹水症	出血症	炎症			萎縮	腫瘍	臓器の異常な形等	異常体温	黄疸	外傷	中毒諸症	削瘡及び発育不良	放血不良	湯漬過度	その他		
プロイラー	37							2															17						1										17	37	
成鶏																																									
あひる																																									
七面鳥																																									
計	37							2															17						1										17	37	

(注) 広島市、福山市を除く。